

元気寿司グループ電子マネーカード「SushiCa（スシカ）」ご利用約款

第1条（目的）

本約款は、元気寿司株式会社（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した元気寿司グループ電子マネーカード「SushiCa（スシカ）」（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」といいます）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

(1) SushiCa

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに換えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、またチャージされた金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたもの（以下「本カード」という）をいいます。

(2) お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

(3) 商品

当社各店にて販売する商品（ギフト券、SushiCa、金券類、一部商品を除く）、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

(4) SushiCa 取扱店

「SushiCa 取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗（以下「SushiCa 取扱店」という）または施設をいいます。具体的な SushiCa 取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された SushiCa に関するお問い合わせ窓口にお電話にてお問合せいただけます。

(5) SushiCa マネー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。（なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードの SushiCa マネー残高を、以下「残高」といいます）

(6) 商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードを取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

(7) チャージ

お客様が当社所定の方法により、本カードの残高を加算させることをいいます。

(8) SushiCa ポイント

お客様が当社所定の方法によるお支払額に応じて、当社が付与するお買いものポイントをいいます。

(9) 残高照会

本カードを取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、当該本カードの SushiCa マネーの残高を確認する行為をいいます。

(10) ご利用

本カードへのチャージ、本カードの商品購入による利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

第3条（カードの発行）

1. 本カードは、SushiCa 取扱店において発行するものとします。
2. 発行にあたっては、お客様は本約款に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。

第4条（チャージの方法）

1. 本カードへのチャージは、SushiCa 取扱店にて承るものとします。
2. お客様は現金もしくは当社が指定する支払方法により、本カードへチャージすることができるものとします。
3. 当社の指定する金額にてチャージ（入金）が可能です。
4. 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき100,000円とします。

第5条（利用の方法）

1. 本カードのSushiCa マネーにて商品をご購入される場合は、SushiCa 取扱店内のレジで本カードをお渡しいただくものとします。本カードにチャージされた金額から商品購入合計額を差し引くことにより、現金にて商品購入合計額をお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことを確認するものとします。
2. お渡しいただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードにチャージいただくか、または不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法によりお支払いをいただくものとします。
3. 一度のお支払いに利用できる枚数は原則1枚までといたします。さらに不足分がある場合は、現金もしくは当社が指定する支払い方法にてお支払いいただくものとします。

第6条（残高照会の方法）

1. 本カード残高は、サービス利用時のレシートによる残高照会のほか、取扱店において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。
2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と本カード中央に記載された6桁のPIN番号が必要です。

第7条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。
2. 但し、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。
3. 前項の払い戻しを行った場合は、お客様より本カードを回収させていただくものとします。

第8条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能停止、返金、または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、バーコードを傷つけたりしないでください。
3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。
4. その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

第9条（不正な取得・利用等）

1. お客様が次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に本カードの利用をお断りし、本カード自体を無効扱いといたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡いただくものとします。
 - ① お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や

使用しようとした場合。

- ② 本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - ③ 本約款に違反した場合。
 - ④ その他、本カードまたはカード番号の利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は全各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かり、または利用停止できるものとします。
 3. お客様は前1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第10条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として2年間のご利用がない場合、当該本カードは無効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。（ご利用とは、チャージおよび本カードによる商品購入による利用をさします。ポイントをSushiCaマネーに変換してご利用も可能）
2. お客様は前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権等に関する一切の請求ができないものとします。
3. お客様は本カードを長期間にわたってご利用されない場合、本条の定めには十分注意しなければいけないものとします。

第11条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（業務委託）

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第13条（譲渡等の禁止）

お客様は本カードについて、他人への貸与や譲渡、または質入れ等の担保に供することはできません。但し、当社所定の方法によりギフト用として当社より本カードの交付を受けた場合は、当該本カードを譲渡することができます。お客様が本条に違反した場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第15条（SushiCa 取扱店との紛議）

1. お客様が、本カードを利用してご購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様とSushiCa 取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、お客様は、当社および当該カード取扱店に対し、SushiCa マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

お客様は、ご自身が、現在及び過去5年以内において、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

【

第17条（本約款の変更）

1. 当社は、当社の判断において本約款を変更することができるものとします。
2. 当社は、本約款を変更するときには、変更後の利用約款の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示またはお客様に電子メールで通知します。また、変更後の約款を取扱店

の店頭あるいは本社に所定の期間据え置くものとします。

第18条（準拠法）

本約款の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則本規約は2018年12月12日から適用します。

お問合せ・ご相談窓口

カードまたは本規約に関するご質問、ご相談等ございましたら下記までご連絡ください。

〈カード発行元〉

元気寿司株式会社

栃木県宇都宮市大通り2-1-5

明治安田生命宇都宮大通りビル4F

TEL028-632-5711（代表）

〈カードに関するお問合せ先〉

元気寿司株式会社

栃木県宇都宮市大通り2-1-5

明治安田生命宇都宮大通りビル4F

TEL028-632-5711（代表） 受付時間/平日9：00～18：00（土日祝および年始を除く）